

令和元年第5回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和 元年 8月28日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 令 和 元 年 9月13日			議 長	鈴 木 隆 昭	
	閉 会 令 和 元 年 9月19日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	中 村 芳 正	出	6	畠 山 拓 雄	出
	2	工 藤 求	出	7	上 山 明 美	出
	3	上 村 浩 司	出	8	中 村 勝 明	出
	4	小 松 山 久 男	出	9	佐 々 木 功 夫	出
	5	佐 々 木 芳 利	出	10	鈴 木 隆 昭	出
会 議 録 署 名 議 員	3	上 村 浩 司		4	小 松 山 久 男	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	事 務 局 長	工 藤 光 幸	主 査	三 上 恵 美		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	石 原 弘		教 育 長	相 模 貞 一	
	副 村 長 総 務 課 長 事 務 取 扱	早 野 円		教 育 次 長	佐 々 木 修	
	政 策 推 進 課 長	佐 藤 智 佳		教 育 委 員 会 事 務 局 主 任 主 査	工 藤 真 樹	
	生 活 環 境 課 長	工 藤 隆 彦				
	地 域 整 備 課 長	佐 々 木 卓 男				
	産 業 振 興 課 長	渡 辺 謙 克				
	健 康 福 祉 課 長	大 上 高 広				
	会 計 管 理 者 総 務 課 主 幹	平 坂 聡		政 策 推 進 課 主 任 主 査	佐 々 木 賢 司	
	総 務 課 主 幹	大 森 泉		政 策 推 進 課 主 任 主 査	角 舘 尚	
	地 域 整 備 課 主 幹	早 野 和 彦		生 活 環 境 課 主 任 主 査	横 山 順 一	
	産 業 振 興 課 主 幹	畠 山 哲				
総 務 課 主 任 主 査	菊 地 正 次					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和元年第5回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年 9月17日（火曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 平成30年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議案第1号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第5号 田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 田野畑村営運動場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 田野畑村製氷貯氷施設設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第13号 令和元年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 令和元年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）

散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、報告第1号 平成30年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 平成30年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを説明いたします。

お手元の説明資料をごらんください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度田野畑村健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して報告するものでございます。

その算定結果につきましては、表に示したとおりでございます。本村におきましては、健全化判断比率、資金不足比率に、いずれも国で定めた基準未満となっております。仮にこれらの比率が国の基準以上になりますと、財政健全化計画等の策定が必要になることから、今後とも議会の皆様のご協力をいただきながら健全な財政運営に努めてまいります。

以上で報告第1号のご説明を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、監査の意見書でも良好であると判断されておりまして、基準も下回っているわけでございますけれども、去年の決算のときにこの表が出されて、そのときの実質公債費比率が8.2%で、この率が庁舎建設によって微増する可能性もあるということで報告を受けましたけれども、この8.2が8.4になったというのはその関係だろうかということと……いいですか、一問一答でなくてもいいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 構わないです。

○7番【上山明美君】 去年説明されたように、やっぱり庁舎建設の関係で微増しているのかということと、あと去年であれば、この村の成績というのはすごい県下でも非常によい成績だったなというふうに記憶しているのですけれども、大体県下での位置づけはどういう感じなのかについてお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

まず、実質公債費比率が昨年8.2、ことし8.4、0.2ポイント増加した理由でございますが、まだ庁舎のほうの建設は始まっていませんので、これらの影響というわけではございませんで、算定式があるのですけれども、端的に言いますと分母に使っている数値、普通交付税の額が減ったことによって分母の額が減って、その分0.2ポイント増加しましたよというのがこの比率の増減理由の主なところでございます。

それから、県内の順位でございますが、これもまだ県のほうで集計を今しているところございまして、今年度分についてはまだ判明していないのですけれども、昨年度のものを参考に申し上げます。昨年度の比率、実質公債費比率8.2でございました。この数値は、県内の順位でいいますと、よいほうから8位ということになります。それからもう一つ、将来負担比率というのがございまして、本村はこれについてはゼロ、算定されないということになりましたが、これについては同じく算定されない市町村が田野畑のほかに7市町村ございまして、同率で1位というような状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 わかりました。これから大きなそれこそ庁舎建設とか新しい道の駅とかというものの建設に向けて進んでいくわけで、同僚議員のほうからもやはり財政ということを非常に心配しておりまして、当局のほうからもあるお金を全部使うわけではないし、きちんと計画を立ててということをお答えはいただいているのですけれども、やはりそこは大事なところで、示せる数字は示していただいて、そこをみんなで協議して、突然何でこんなことというふうにならないように財政の管理については進めて、今後ともこういうふうに健全化ということで進めていただければいいなと思いますし、そこは絶対外せないところではないかなと思うので、そこはお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○7番【上山明美君】 いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、議案第1号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットでいきますと6ページ、それから説明資料でいきますと2から3ページということになりますので、よろしくお願ひします。

23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成30年12月17日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事。
- 2、工事場所、田野畑村平井賀地内。
- 3、変更内容、契約金額ですけれども、変更前が11億1,039万4,440円、変更後ですけれども、11億4,161万6,160円の増額となっております。

まず初めに、平井賀漁港海岸施設である防潮堤の全体の工事概要についてご説明いたします。右下の凡例にもあるのですけれども、防潮堤の本工事の内訳なのですけれども、防潮堤の本体工事、水門の土木工事、機械設備工事、それから遠隔操作装置設備工事、附帯施設工事の5つの工事の内訳というふうになっております。それで、防潮堤全体の完成年度は、復旧復興のロードマップにもありますけれども、2020年度、令和2年度の完成となっております。今回の議案については、防潮堤の大工事、水門土木工事、機械設備工事の3つの議案でございます。

それでは、議案第1号資料の2枚目中の1枚目の図面をごらんください。赤色部分が防潮堤の本体工事となります。図面左側施工部分が149.6メートル、右側施工部分が149.1メートルで、防潮堤工事の施工延長は298.7メートルとなっております。

今回の主な増額の理由ですけれども、2枚目の図面をごらんください。1枚目と2枚目をごらんください。それで、1枚目の平面図のところに①、②、③の番号を表示しておりますけれども、この2枚目の図面で①、②、③は詳細な図面となっております。まず、①は道路道路陸閘1、もたれ式擁壁となっております。道路陸閘1の山づけ側の擁壁で、22メートルのもたれ擁壁となっております。これが増嵩部分です。それから、②は防潮堤と道路の既設擁壁との間が接続

する擁壁として重力式擁壁を3.7メートル接続して、コンクリートで接続したというものでございます。それから、③、道路陸閘2の脇の避難階段工なのですけれども、南側の漁港内から避難する避難階段工33.5メートルを増嵩しております。あと図面にはございませんけれども、それ以外に防潮堤の本体工、あと埋め戻しコンクリート、付設構造物の撤去等を含めて増嵩となったものでございます。

工期においては、令和元年の10月末となっております。

4、受注者、陸中建設株式会社・熊谷建設株式会社特定共同企業体。代表者、住所、岩手県宮古市宮町一丁目3番5号。氏名、陸中建設株式会社、代表取締役、伊藤敏。構成員、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4。氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 契約の変更になって三千何がし予算増額になったわけですが、その主な理由について説明を求めます。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほど来の図面を入れて説明したのでありますけれども、もう一度言いますが、この図面、平面図で①、②、③というふうな表現がございます。そして、次の横断図のほうで、次の2枚目の図面になりますけれども、次のほうで①、②、③というふうな表現をしております。それで、繰り返しますけれども、①の道路陸閘1のもたれ式擁壁というものがトンネルを抜けた手前のところの陸閘のところの山づけのもたれ式擁壁を22メートル施工しておりますし、②は既設擁壁と防潮堤のところを接続する重力式擁壁で接続したというふうな、3.7メートルで増嵩したというもの……重立ったものを今1、2、3ということで説明してございます。

（理由の声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 繰り返しになりますが、①においては当初はブロック積擁壁というものを想定しておりましたけれども、現場で精査した結果、もたれ式擁壁で現場内で増嵩、22メ

ーター増嵩しました。

②においては、接続する擁壁を当初はなかったのでありますけれども、現場で精査して増嵩ということになりました。

それから③においても、避難路階段工あるいは手すりなのですけれども、これも現場で状況を見て判断し、33.5メートルを増嵩したという主な内容であります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 済みません、質問の仕方が悪くて、わかりました。たびたびやっぱり増が出るときに、そういうのは着工する前とか設計図の段階でわからないのかと私も何回も質問していると、実際工事を進めてくるとふぐあいとかが出てきて変更になる場合があるという説明を受けていて、今回もそういうような感じで、まずより安全にということが優先されると思いますので、あとは進める段階でもいろいろなことを想定して業者の方々と話し合いをしてという感じでこれからも工事は進めてもらえればと思います。要望ですので、いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 23災第663号平井賀漁港海岸施設(防潮堤)災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第2号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧(水門土木)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットでは7から8ページ、それから説明資料ですと4から5ページということになっております。23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧(水門土木)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたしま

す。

平成30年12月17日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容、変更前の契約金額でありますけれども、10億2,240万3,600円、変更後10億2,245万2,000円、4万8,400円の増額となっております。

議案第2号の資料の2枚目中の1枚目の図面をごらんください。赤色部分が水門土木工事の施工範囲であります。左側、防潮堤が39.6メートル、右側の防潮堤が30メートル、真ん中の水門躯体で35.5メートル、水門土木工事全体の延長は105.1メートルとなっております。

今回の主な増額理由ですけれども、増減がありますけれども、2枚目の図面をごらんください。1枚目の平面図の、先ほどの①、②、③を表示してあります。①の防潮堤の掘削工法です。この平面図でいう①と①が両側にあるのですけれども、この掘削工法において当初は大型土のうというもので掘削工法を施工を考えておりましたが、これは干満等により地下水変動により崩壊の、床掘りの崩壊の対策が必要となり、仮土どめ矢板で375枚打ち込んで掘削工法を変更したものでございます。

それから、②の仮排水路に伴う村道つけかえの方法の変更なのですけれども、これは鋼管を当初は12.3メートル、鋼管の範囲の2.3メートルを11メートル、5本を設置する工法として考えておりましたけれども、村道との平面で見ても、村道とのほうの高低差がありまして、盛り土が必要になったこと、そして鋼管の範囲の2.3メートルというものの納入にそれ相当の時間を要するということから、現場調整が早い仮橋に変更して、仮橋を17メートルの幅10メートルに変更したものであります。

それから、③の海側、海岸工事用の道路仮排水管ですけれども、これは当初鋼管ファイの2.3メートルで7メートルを5本設置することとしておりましたが、工事用の発生材も出たことから、鋼管のファイ800で7メートルを4本設置して変更対応したもので、これは海側のほうなので、ここからあふれたとしても、それは海側のほうなので問題はないというふうなことで考えておりました。

以上のような変更理由で増嵩になった、相殺して増嵩になっております。

工期においては、令和2年3月を予定しております。先ほど来言っておりますけれども、防潮堤の完成、全体の年度は復旧復興のロードマップにありますとおり2020年、令和2年度となっております。

4、受注者、大豊建設株式会社・宮城建設株式会社特定共同企業体。代表者、住所、東京都中央区新川一丁目24番4号、氏名、大豊建設株式会社、代表取締役、大隅健一。上記代理人、宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番2号、氏名、大豊建設株式会社東北支店、執行役員支店長、浅田潤一。構成員、岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第3号、タブレットで9ページ、それから説明資料でいきますと6から7ページになってございます。23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成30年12月17日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容、変更前の契約金額でありますけれども、3億2,444万2,800円、変更後3億2,952万2,040円であります。507万9,240円の増額となっております。

議案第3号の資料の2枚目中1枚目の平面図をごらんください。赤色部分が門扉の陸閘の設備になっておりまして、図面左側のほうから、羅賀トンネルの手前のほうから道路陸閘1、次に海岸陸閘1、右側のほうに行きまして水門門扉設備、それから海岸陸閘の2、道路陸閘の2ということで、全体で5設備となっております。

それから、詳細の図面、2枚目のほうもごらんください。これは、山側から海側を見た縦断図、展開図となっております。先ほど説明したとおり、5設備の機械設備となっております。その詳細にあるのが下のほうなのですけれども、断面図があるのですが、左側のほうから道路陸閘1で、これはトンネル側のほうですが、幅8.5メートル、これは道路陸閘、トンネルのところですが、幅8.5メートルの2車線で、高さが4.5メートルの引き戸の構造となっております。それから、水門門扉設備ですけれども、これはゲート幅が15.5メートル、高さが2.5メートルで、これはワイヤーロープウインチ式の水門開閉装置となっております。それから、海岸陸閘の1及び2は、幅3メートル、高さ2.5メートルの引き戸の構造となっております。これは、常時閉鎖という考えであります。それから、道路陸閘2は、漁港内に入っていく陸閘で、幅5メートル、高さ4.5メートルの山側に片開きする構造となっております。全体で5設備となっております。それから、遠隔操作は水門設備と道路陸閘1及び2の設備となります。それから、遠隔操作については、これは別途契約となっております。中央防災センターのほうからの遠隔操作となります。

それから、今回の主な増額理由でございますけれども、水門の門扉設備の仮設工として、水門ゲートを施工するに当たり、足場工で355掛平米、覆工板設置撤去154平米の施工が必要となって増嵩となっております。それから、附属設備ですけれども、電気設備工として、遠隔操作に必要な操作盤内に開度信号を送る器具を増嵩する必要があつて増額となったものであります。

工期は、令和元年10月末を予定しております。

4、受注者、住所、宮城県仙台市青葉区大町二丁目8番27号、氏名、日東河川工業株式会社東北営業所、所長、阿部純。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第4号 田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 議案第4号についてご説明いたします。

議案についてはタブレット2ページ、説明資料については8ページからとなります。議案第4号 田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）。

2、工事場所、田野畑村松前沢地内。

3、契約金額、1億956万円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額996万円）。

4、受注者、住所、岩手県宮古市上鼻二丁目1番12号、氏名、株式会社ユアテック宮古営業所、所長、大森清功。

説明資料として、7月臨時議会の際に提示しました図面を添付しております。説明については、省略させていただきます。

学校給食センターの整備につきましては、7月の臨時議会で議決を経ました建築該当工事、今回議案としております機械設備工事、これから電気設備工事、厨房備品の入札を執行し、建設を目指してまいります。

提案理由でございます。田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）の請負契約を締結しようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 田野畑村立学校給食センター整備工事（機械設備工事）の請負契約の締結に関し
議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第5号 田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 議案第5号、タブレットの11ページ、条例案概要1ページをお開き願います。田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要をごらんください。田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案概要でございます。

第1、改正趣旨。成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案内容。成年被後見人または被保佐人は、消防団員となることができないとする規定を削り、その他の文言の整理を行うこと。

第3、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 人員にかかわる関係なので伺いますが、たしか仄聞するところによると、幹部団員が改選の月ではないかということ伺ったのですが、改選なされたのですか、まだですか。いつごろ予定しているのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 団長の任期は2年となっております、今月が任期となっております。この後、手続を行っていく予定となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今月というのは末のことですか、25日ですか、どの辺が今月末のあれだか、任期の日程まで明記されていると思うのですが。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 任期は9月30日までとなっております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第6号 田野畑村営運動場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 議案第6号についてご説明いたします。タブレット議案13から14ページ、条例案概要は2ページとなります。

議案第6号 田野畑村営運動場設置条例の一部を改正する条例。

田野畑村営運動場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要をお願いいたします。

第1、改正趣旨でございます。田野畑村営明戸総合運動場を廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案内容でございますが、田野畑村営明戸総合運動場を廃止すること。第2条でございます。

第3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

廃止する理由といたしましては、施設が老朽化し、利用者の安全を担保できないこと、利用者がほとんどなく、施設改修等が見込まれないことでございます。なお、跡地の利用については現在未定でございます。

議案にお戻りください。提案理由でございます。田野畑村営明戸総合運動場を廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この運動場は、大分前から使用されていない、使用できるような状況になると、特にも津波後はそのように感じたのですが、むしろ今廃止云々というのは非常に遅過ぎるやに感じるのですが、今まで、いつから実際具体的に使用する場合は許可等が必要だと思うのですが、今までいわゆる使用されないままずっと放置したような状態だと感じているのですが、どうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 使用の状況について、ちょっと手元に資料がありませんが、震災以降はほとんど使われていなかったというふうに認識をしております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今までそういう廃止、この条例を出すのが非常に遅過ぎたと感じているのですが、その理由はどういうことですか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 私は、平成29年9月から教育委員会に参りまして、施設の利用状況、

それから置かれている状況等を見まして、遅くはなりましたが、今の状況を見れば廃止すべきだ
というふうになって今に至ったということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が言いたいのは、今まで使用もできないまま放置していたというのは、
やっぱり管理する立場として、いわゆる何も実際管理もしない、使用もしないままずっときてい
るというのは、やっぱり職務怠慢と等しいものでないかと、こう訴えたいわけですが、どうです
か。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 今後は、管理する施設を点検しながら、適正に管理執行をするように
してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 廃止後の活用方法については未定とのことだったのですけれども、場所も、
それから大きさも施設もということもいろいろあると思いますが、これからどうするかについて
は、跡地についての活用については検討していくという予定はあるということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 全庁的に検討はしてまいりたいというふうには考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 田野畑村営運動場設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに
賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といた
します。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット15ページから17ページをごらんください。議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要の3ページをお開きください。第2の改正内容等ですけれども、これはさきの6月定例会において医療費給付の現物給付拡大に伴う条例の整理統合に伴い、下記の表のとおり文言の整理をするものであります。本来は6月定例会と同時に提出すべきものでしたが、今回提出をして遡及適用させていただきたいということでございます。

議案にお戻りください。提案理由ですが、令和元年8月1日から田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第8号 田野畑村製氷貯氷施設設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 タブレットの議案の18ページ、19ページをお開きください。議案第

8号 田野畑村製氷貯氷施設設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村製氷貯氷施設設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の改正内容については、条例案概要の資料をごらんください。タブレットでは4ページになります。

本条例案の概要でございますが、第1、改正趣旨。令和元年10月1日から消費税率が改正されるため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案内容。同条例の第6条第2項に定められている製氷貯氷施設の利用料について改正するもので、表右側の現行の氷1キログラムにつき7円から14円の範囲内を、新たに8円から16円の範囲内とするものでございます。

第3、施行期日等。この条例は、令和元年10月1日から施行すること。

議案にお戻りください。提案の理由でございます。消費税率の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 田野畑村製氷貯氷施設設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩 (午前10時46分)

再開 (午前11時00分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第9号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第9号、タブレットで20から22ページであります。田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要をごらんください。タブレットで5ページになります。

1、改正の趣旨ですが、令和元年10月1日から消費税が改正されるため、所要の改正をしようとするものであります。

2、改正案の内容ですけれども、給水料金について改正するものです。旧が8%で、新が10%というものです。(1)の専用給水装置、(2)の共用給水装置、(3)のメーター使用料が8から10にそれぞれ消費税が改正されるものであります。

3の施行期日。この条例は、令和元年10月1日に施行するものです。

議案に戻り、理由でございますけれども、消費税の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 消費税の関係でということは、10月1日からなのですけれども、このように改正になるというのは次のほうの改正にもかかわってくると思うのですけれども、いつどのタイミングで村の皆さんに周知する予定なのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課主幹。

○地域整備課主幹【早野和彦君】 質問にお答えいたします。

実際10%になるのは11月分からになります。お知らせするのが、検針票のほうに8から10になりますというのを付け加えてとりあえずお知らせすることになります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 村が決めたことではなくて、消費税という全体のことですから、皆さん仕方がないのかなという感じで納得はすると思うのですけれども、やっぱりいつから、何でということがないように周知については徹底していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○7番【上山明美君】 いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第10号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第10号、タブレットでは23から24ページであります。集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

条例の概要版、タブレット6ページになります。

1、改正の趣旨ですけれども、令和元年10月1日から消費税率が改正されるため、所要の改正をしようとするものであります。

2、改正案の内容ですけれども、排水処理施設使用料について改正するということで、8%から10%に基本使用料、超過使用料を改正するものであります。

3、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

理由でございますが、消費税率の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第11号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第11号、タブレットで25から26ページになります。田野畑村下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

概要版をごらんください。条例の概要版7ページになります。

1、改正趣旨ですけれども、令和元年10月1日から消費税率が改正されるため、所要の改正をしようとするものであります。

2、改正案の内容ですけれども、公共下水道の使用料について改正するものです。8%から10%に一般汚水を改正する。10立方メートル当たりが1,650円ということになります。

3、施行期日等ですけれども、この条例は令和元年10月1日から施行するものです。

議案にお戻りください。理由ですが、消費税率の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第13、議案第12号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱【早野 円君】 タブレットの27ページをごらんください。議案第12号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,845万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,282万2,000円とするものでございます。

タブレットの37ページ、補正予算書の6ページをごらんください。2の歳入ですが、主なものについてご説明いたします。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税ですが、特別交付税として812万円追加計上しております。

下のほうに参りまして、17款繰入金、1項基金繰入金、5目東日本大震災復興交付金基金繰入金、1節東日本大震災復興交付金基金繰入金ですが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として1,500万円追加計上しております。同項7目田野畑むらづくり基金繰入金、1節田野畑むらづくり基金繰入金ですが、田野畑むらづくり基金繰入金として242万円減額計上しております。

次のページをごらんください。第18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として5,630万7,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。3の歳出ですが、主なものについてご説明いたします。なお、12月までの執行見込みに伴う人件費の補正については説明を省かせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料ですが、公用車運転及び車両管理等業務委託料、会計年度任用職員制度導入例規整備支援業務委託料と合わせまして193万3,000円追加計上しております。

同項6目企画費、1節報酬ですが、地域おこし協力隊員報酬として280万円減額計上しております。また、19節負担金、補助及び交付金ですが、派遣職員人件費負担金280万円、共聴施設改修事業費補助金93万5,000円、合わせまして373万5,000円追加計上しております。

タブレットの42ページ、補正予算書の11ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、20節扶助費ですが、新生児聴覚検査助成金として30万円計上しております。

次のページをごらんください。6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、13節委託料ですが、平井賀漁港施設工事積算委託料として120万円、また15節工事請負費ですが、島越漁港地区漁業集落道整備工事費として2,000万円追加計上しております。

次のページをごらんください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料で

すが、村道オーライド沢線交差点改良部測量調査設計委託料、道路維持管理委託料、道路除排雪等業務委託料、合わせまして2,200万円追加計上しております。

同じく8款土木費、3項都市計画費、2目都市計画施設費、13節委託料ですが、暮らしやすい村のランドデザイン構想業務委託料として400万円追加計上しております。

タブレットの46ページ、予算書の15ページをごらんください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費ですが、小学校エアコン設置工事費として339万2,000円減額計上、また2目教育振興費、11節需用費ですが、印刷製本費として242万円を減額計上しております。

同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費ですが、中学校エアコン設置工事費として660万8,000円減額計上しております。

次のページをごらんください。同じく10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、15節工事請負費ですが、学校給食センター整備工事費として2,700万円追加計上しております。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目漁港施設災害復旧費、13節委託料ですが、漁港海岸施設災害復旧工事監理・積算資料作成委託料として400万円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 各小学校、中学校のエアコンの工事費、最終的な減額、それがかなり大幅な減額とを感じるわけですが、それは当然減額になることは形とすれば好ましいが、何か余りにも減額の幅が大きいように見えているわけですが、何かそこに特別な見積り的なものというか、あれが問題というか、何か発生したか何かあったのですか。減額になることは好ましいが、余りにも大きな数字かなと感じるのです。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 小中学校のエアコン工事につきましては、平成30年度に予算をいただきまして、令和元年度の繰り越しということで進めてまいりました。その中で、設計屋さんへ設計をしてもらったところ、若干不足が出るだろうということで6月に補正をしたところなのですが、実際に入札を執行したところ、このような残が出たというようなことであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そうすると、どういう、見積りは関係者からとったのかどうか中身はわかりませんが、ちょっと余りにもそれは補正をとって、なおかつそれに達しなかったという、結果的にということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 補正前の予算額なのですが、繰り越しと6月の補正を合わせまして、小学校は3,600万円、中学校のほうは合わせまして4,900万円ということで、実際の設計は一級の

資格を持った建築の人に要は業者さんにやってもらったところですので、この差がどのようなことかというのはちょっとまだ分析はしていないところです。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの42ページで、紙だと11ページです。衛生費の扶助費、新生児聴覚検査助成というので、多分前の議会でお願ひしたやつなのかなと思うのですけれども、どのくらいの補助率になったのかお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【大上高広君】 7番議員の質問にお答えいたします。

当村では全額補助と制限を設けない形でやっていきたいと考え、提案させていただいております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。何かすごくうれしいなと思います。

あと、ここで予算が決まると思うのですけれども、周知の方法については当然母子手帳を申請した方にはいろいろ手続があると思うのですけれども、これをもっと広く知ってもらう必要があると思うのですけれども、周知の方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【大上高広君】 質問にお答えいたします。

7番議員さんおっしゃったとおり、対象が限られているものですから、職員と話をした形では対象者が限られているから、相談等が来たときに周知しようということでしたけれども、ご指摘がありましたとおり広く周知していきたいと思います。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。妊婦の健診券とか、すごい村は妊婦さんに対して、妊婦さんだけではないのですけれども、すごいっばいいろんな、ほかのところでないことをしているのですけれども、対象が限られているということがあるかもしれませんけれども、広く知ってもらって、それこそお母さんのお母さんの世代とかとなれば、村はこんなにやっているのであれば安心して育てられるというか、病院にも通えるのではないかというふうな感じで広がっていくと思うので、確かに利用する方は限られていますけれども、そこを取り巻く人たちというのは大きいので、周知については、あと知らせることによって、何だこんなにすごいことをしているのだなということがわかってもらえると思うので、その辺については徹底してお願いしたいと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 まことにいい判断だなというふうに聞いていて思いました。私は、一般質問で勘違いして、新生児ではなかったのですが、高齢者のことについて質問しました。そうしたら、私は田野畑村では補聴器の助成については制度でありますから、国の制度によって1人だか何人か利用者がいるということを知って非常に良かったなというふうに思っております。ただ、国の制度は多分本当の重症者に限ると思いますので、それを広げた動きをぜひ示していただきたいわけですが、これからどう検討するお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【大上高広君】 8番議員にお答えいたします。

議員さんがおっしゃいましたことについては、平成31年3月に国会でも話題になったところがございます。それ以降私も国会のほうは注視はしてきております。それで、関係閣僚の方も検討するというふうな答弁をしていると把握してございますので、今後国の動きを注視しながら村としてできることを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 総務企画費の中で地域おこし協力隊員の報酬減額280万円ですが、この減額理由を説明してください。タブレット39です。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

当初2名分の地域おこし協力隊の予算をとってございまして、地域づくり会社の業務を担う人材を獲得したいと思っていたところではございましたが、今般地域おこし企業人という別の制度がございまして、完全移住ではなく、関東圏のほうから会社派遣で通っていただくという制度がございまして、その制度に1名を振りかえたいということで減額いたしまして、19節の、下にありますが、派遣職員人件費負担金、こちらのほうに振りかえさせていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 指摘しておきたいわけですが、指摘というか、お聞きしたいわけですが、地域おこし協力隊員と派遣職員の違いを、待遇面等お聞かせをいただきたい。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、村のほうから直接個人に給与、それから住宅、車等予算を、費用を出させていただいておりますが、この地域おこし企業人につきましては企業のほうに費用を出します。扱いは企業からの派遣という形になりますので、保険等の待遇面は企業で従来どおり雇用の中で対応していただくと。田野畑に来ていただく部分も、住宅、それから車のことについては、この派遣負担金で会社のほうにお出しするというので、対応については変わりなく対

応させていただきますのでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、契約は単年度契約の繰り返しですか、それとも何年か、2年あるいは3年の契約になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

相手方の会社との契約になりますが、単年度契約となります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、例えば目的を達成するまでは単年度の繰り返しというような感覚でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

単年度の繰り返しとなりますが、国の補助の制度が3年ということで、補助がもらえる間、3年間は契約、継続してまいりたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 いわゆる地域、村おこし協力隊の関係の成果、結果はどのように把握されていますか。その結果を聞きたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

これまで地域おこし協力隊6名が着任しておりまして、ことしの5月末に2名が3年の任期を終えて終了したところでございます。5月の30日でしたが、報告会を、卒業するこの2名の方にそれぞれやっていただきましたが、住民の方からも参加していただきました。この2名につきましては、まず引き続き田野畑に住んでもらえたということで、成果が上がったものと思っております。残りの4名につきましても、任期終了の際には報告会を行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ皆さんも聴講に来ていただければなと思っております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私がその4人から感じているのかもしれませんが、他の市町村では何か地域おこし協力隊の関係の方々を中心になって、いろんな当然村おこしの結果、成果が出ているやに私は感じているわけですが、田野畑では何か、自分だけ感じていないのかもしれませんが、何か成果、結果が自分自身見えていないのではないかなと思っております。退任するときとかやめるとき報告会ではなく、やっぱりそのとおりの面接等のような仕事内容を、地域をおこすような、村をおこすような、そういう何か活動らしいのが本当にあったのかなどうなのかなと

いう疑問を感じているわけですが、どのように課長は評価されています。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

まず、卒業した1名につきましては、道の駅の飲食部門、こちらを完全に事業継承という格好で引き継いでおりますので、協力隊がいなければその売店についてもどう経過していたかというふうな面では私は評価したいと思っております。また、もう一名、ダイビングをやらせてもらって、体験型観光のダイビング部門でインストラクターとして引き続き担っていただいております。同じくこの方もいなければ、このインストラクターをほかから呼んでこななければならないというふうな状況、あるいは経営自体もなかなか厳しい状況になっていたかと思っておりますので、目的は達成したのではないかと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほど田野畑の道の駅の食堂等やらせてもらって、それについてもわかるのですけれども、それは今までの新規に道の駅が出たわけでもないし、新しく別な食堂が出たわけでもないわけで、その方々でなければできないようなものでもないと感じるわけです。やっぱりそれなりの名前のごとくのような結果、成果らしいものではないと感じるわけです。もっともっとやっぱりそれなりの名前を持って、職務の名前もそのとおりのわけですから、それによって村が非常に好転したり、あるいは地域が非常に潤ったようには感じていないわけですが、もうちょっとやっぱり頑張ってもらいたいと思うが、そういうまたそれについてのフォローもしてやらなければ、村として、やっぱりもっとそれなりの何かアイデアというか、そういう職務に対するもっともっと責任を感じて頑張っていただきたいなと、私はそう思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 それについて答弁があったら。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めるといってございしますが、産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 ただいまのご質問について答弁いたします。

道の駅の飲食施設については、産業振興課の所管になっておりますので、政策推進課と答弁いたしますけれども、こちらのほうに起業された地域おこし協力隊員については、地元の産品を活用したメニュー開発を地元の女性グループと一緒に頑張っていただいているというような活動成果も実際にはございます。また、地域おこし協力隊全般にこれは言えることですが、そうした3年間の任期中で自分が一生懸命その地域で将来的にも収入を得れるというような仕組みを自分たちで努力してつくっていただいて、定住化していただくということにも大きい任務がございまして。そういったところでは、先ほどの観光ダイビングの1名もそうですけれども、2人とも本来の目的に沿って定住化されて、今後も地域の中で住民とともに活動していきたいということですので、私も政策推進課長とともに一定の成果はあったかなと思っておりますのでございませ

す。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私は、初日の一般質問では役場庁舎の建設位置については通告しませんでした。同僚議員の質疑を聞いて、改めてこの際、特別委員会に入る前に、本会議で質問しておきたいと思います。同僚議員もそれぞれ指摘がありましたとおり、これは従来村民の関心を呼んでおりまして、特に8月29日に岩手日報に載りましたが、「中村議員、これは決定なのか」という質問が結構の村民から聞かれまして、「いや、まだ、最終判断はまだだよ」というふうに言っているのですが、新聞報道がありますと大方の村民はアズビィ周辺に決まったというふうに大体は思うのが常識だと思います。そこで、ぜひ考えていただきたい点は、まず確認しておきたい点は、最終決定はいつでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 ただいまの質問にお答えいたします。

一般質問の答弁でもありましたが、現在基本構想検討業務というのを委託しておりまして、それを取りまとめながら、新庁舎に盛り込む機能あるいは窓口機能をどうするか、あるいは事業費をどの程度で実施していくか等々、細かい部分を詰めまして、固まりましたら議員の皆様にも村民の皆様にもご説明してまいりたいと思います。最終決定というのは、議員の皆様にも議会で議決いただくときに最終決定と考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 新聞報道をそのまま読みたいのですが、今説明したとおりだと思っておりますが、18名の庁舎建設候補地選定会議委員会、早稲田大学教授が委員長、実はこれも気になるころなのですが、これが今まで4回の会議を開いて決定をしたと、新聞報道ですよ。そして、これからは今の答弁のとおり、9月中に概要設計や基本構想案をまとめ、10月にも庁舎の規模や配置などを住民に説明する、こういうふうに岩手日報を読んでいる方は非常に多いですので、700世帯近いわけですから、これはやっぱり28日に報道になる前に、もっと慎重を期すべきではなかったかと思うのですが、どなたか答弁できませんか、報道機関の自由ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 一般質問でもお答えしたとおり、会議としての一定の方向性を見出したという内容でありまして、今後さらに詰めていくと、それから当然議会にも、そして主役である村民にも説明して、その内容が固まり、予算が必要なものは要求して、それをまたさらに固めて、議会にもさらにもう一度お願いするということになるかと思っておりますので、今の点については我々とすれば経過を村民に知らせたという気持ちで報道機関に対応したものだとご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これは、やっぱり非常に大事なことでありまして、住民が主役の村長、そこにこだわってもかえって議論がおかしくなるから、そこは言わないほうがいいかもしれませんが、やっぱり村長の政治姿勢にもかかわる重大問題でありますから、終わってしまったことをどうのこうの言っても始まりませんが、少なくともこれからは新聞記者に対しても、あたかも決まったかがとくのような記載はしてほしくないという要望は私はできると思うのです。村長がおっしゃるとおり、経過説明ではないですよ、これこういう報道では。そう思いませんでしたか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 基本とすれば、経過は大事に説明してほしいということでありましたので、そういった姿勢で対応したものだと思えますけれども、今議員がおっしゃった点については今後配慮すべき点はあろうかなとお聞きしましたので、今後はしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 新聞報道で場所等は選定会では決まったということなのですが、これはさかのぼればあれなのですが、このメンバーはいわゆるたしか32名ぐらいの委員かと、当初そういうメンバーもあったやに記憶しているのですが、そういう最初の段階で3候補地、いわゆる田野畑小学校跡地なんていう名称で3候補地の中に1カ所あったわけです。その田野畑小学校跡地というのは、俺も最近になって確認だかとれた分ですが、そもそもまだ14名の共有的なあれですか、登記が村の登記になっていないやのところはたしか土地があるわけです。そういう場所が村がみずから候補地として挙げておく自体もちょっと問題でなかったのかなということと、それから新しい庁舎、ここはいわゆる危険庁舎ということで、いずれ建てざるを得ないことは理解するわけですが、本来は当初からここの跡地をどのように利用するのか、例えばいずれは解体しなければならぬわけですが、むしろここの部分も含めて候補地に挙げるべき部分でなかったかな、ただ解体したら仮設等の問題等も例えばあると思うのですが、ちょっと何か私にとっては余りにも先を急いだのかどうなのかわかりませんが、そういう選定にあれだし、それから住民とかそういう方々はそれでやることもいいかもしれませんが、余りにもそれだといわゆるトップ、村長の、ではいわゆるリーダーシップ的立場はどうなっているのかという、こう申し上げたいわけですが。やっぱりリーダーが牽引をするぐらいの気持ちでやっていかないと、みんな住民を委員を設定してやっていくというのは悪いわけではないにしても、私は必ずしもどうだろうなという疑問を感じる一人です。というのは、なぜかというのは、そういうように委員会で候補地を絞って、その後恐らく議会に提案するだろうということですが、それはやっている内容が私から見れば、議会に住民のパワー、プレッシャーかけていると、そういうように感じざるを得ないわけです。やっぱりむしろ純粋な形の中で提案してもらわないと、議会としてもやっぱり非常に選択的なものが苦しみというか、当然分かれるか分かれなかわからないけれども、そういうものだ

と私は思うのです。今やっていることは、まさに住民パワーでもって議会に圧力をかけつつあるようなことをやっているやに私は思わざるを得ないわけですが、その点どう感じます。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 まず、村の暮らしやすいデザインの委員の人たちの思いというのを報告して回答にしたいのですけれども、田野畑小学校を選んだ理由は、彼らの中身は、教育立村として、もし庁舎建設の基金をできれば幼小中を連携した教育ゾーンとして、文化ゾーンとして制定をして、その金を、小学校建設を、小中学校のほうに連動すれば持続可能な田野畑村になるのではないかという思いがあったようです。しかし、行政から見れば建物、いわゆる補助金の適正化法からいえば、これは逸脱したものになるので、その点はなかなか厳しいだろうということで行政視点を加えた中で再度皆さんと話した結果、これは断念せざるを得ないなということで最終2案のほうにまとまったということであります。このまとまったというのは、グランドデザインで一番大事にしたいのは、これから人口減少、高齢化する中で、中央機能もしくは各6学区あるわけですからけれども、この機能と同時にどうやったら住み続けることができるか、優しい村をつくることのできるかを重大なポイントとして皆さんがまとめてきたものであり、それが可能な場所がどこかということでアズビィ周辺ということに決着したということの中身でございます。

よって、このことについては、私はただ自分で何となくいろんな意見がある中で、判断材料をしっかりと植えて、村民が主役ということだけではなくて、正しい村としての方向性を判断した上でやらなければなりませんので、今言ったように首長として最終決断は当然しますけれども、その素地となるものをしっかりと踏んだ上でやると、または皆さんが政策に関与するということの一つの喜びとして、みんなでまとめていくことも大事な点でありますので、今言った意見についてはご意見として聞かせていただきますけれども、同じような方向性で進めていると、またはそれを大事にしていきたいと思っております。

(議長、休憩の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午前11時43分)

再開 (午前11時45分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ほか、ございませんか。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの45で、紙だと14ページです。教育費の学校関係のことなのですが、19節のところでは田野畑小学校体育文化振興会補助金というのはどういうものなのか内容について教えてください。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 タブレット45ページの教育総務費の下のところですが、田野畑小学校体育文化振興会補助金ということで今回13万円の補正をお願いしているところです。具体的には、小学生の陸上競技に係るユニホーム、スパイク代を購入を助成しようというものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第14、議案第13号 令和元年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱【早野 円君】 タブレットの57ページをごらんください。議案第13号 令和元年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,767万9,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,967万4,000円とするものでございます。

タブレットの67ページ、予算書の5ページをごらんください。事業勘定の2、歳入ですが、主なものについてご説明いたします。

第7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、5節その他一般会計繰入金ですが、その他一般会計繰入金として126万4,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。3の歳出ですが、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、

13節委託料ですが、国民健康保険システム改修委託料として32万4,000円追加計上しております。

次に、5款保健事業費、3項総合保健事業費、1目総合保健施設管理費、11節需用費ですが、修繕費として86万4,000円追加計上しております。

次に、直営診療施設勘定についてですが、人件費のみの少額補正ですので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの68ページで、紙だと6ページ、5の保健事業費の需用費で修繕費というのは、寿生苑の、グループホームの段差解消の、その修理ということ……済みませんで、そこのグループホームの段差を解消するということで予算がとられていたのですけれども、それに関連するものでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【大上高広君】 7番議員のご質問にお答えいたします。

7番議員さんご指摘いただきました段差解消については、6月補正で予算を認めていただき、工事が完了しております。今回の補正予算で出していただいたのは、そのグループホームを含めた総合保健施設、介護施設部門の浄化槽の修繕費など、主なのは浄化槽の修繕で、もろもろそういう修繕の分となっております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 令和元年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第15、議案第14号 令和元年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱【早野 円君】 タブレットの97ページをごらんください。議案第14号 令和元年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億563万9,000円とするものでございます。

タブレットの107ページ、予算書の5ページをごらんください。2の歳入ですが、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金ですが、前年度繰越金として1,193万4,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。3の歳出ですが、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金ですが、介護給付費準備基金積立金として902万円追加計上しております。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、23節償還金利子及び割引料ですが、介護給付費負担金等返還金227万8,000円、地域支援事業交付金返還金63万6,000円、合わせまして291万4,000円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書の5ページなのですが、歳入で第1号被保険者保険料、これが現年度と過年度、予算の振りかえになっているようなのですが、私単純に考えれば振りかえられるような性質のものではないというふうに思うのですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時53分）

再開（午前11時54分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

今の質問は、質問者より取り下げがあったと判断いたしますので、ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 令和元年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

(午前11時54分)